

有機農業推進総合対策事業補助金交付等要綱

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
制 定 令和 4 年 4 月 1 日 3 農産第 3651 号
一部改正 令和 5 年 4 月 1 日 4 農産第 5365 号

(趣旨)

第 1 有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し農業生産に由来する環境への負荷を低減させ、さらに、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなど SDGs の達成に貢献するものである。また、国内外での有機食品需要が拡大している中で、国産有機農産物等の安定供給を図ることは、需要に応じた生産・供給や輸出拡大の推進に貢献する。

農林水産省では、有機農業推進に関する基本的な方針（令和 2 年 4 月農林水産大臣決定）において、2030 年までに有機農業の取組面積を 6 万 3 千 ha にまで拡大する等の目標を設定し、さらに、令和 3 年 5 月には、「みどりの食料システム戦略」において、2050 年までに、オーガニック市場を拡大しつつ耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25%に拡大するという K P I を設定したところである。同方針や同戦略に基づき、有機農業の人材育成、有機農産物の安定供給体制構築及びバリューチェーンの構築を促進すべく、本要綱を制定する。

(通則)

第 2 有機農業推進総合対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動や新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、農業者等による現場の先進的な取組の横展開による有機農産物の安定供給体制の構築、国産有機農産物等に関わる新たな市場の創出に向けた事業者と連携して行う需要喚起等の取組を推進することを目的とする。

(事業の実施等)

第4 本事業は次の各号に掲げる事業とし、事業区分、事業内容、事業実施主体等については別表1に定めるとおりとし、費目ごとの詳細は別表2のとおりとする。

(1) 有機農業指導活動促進事業

(2) 有機農業新規参入者技術習得支援事業

(3) 有機農産物安定供給体制構築事業

ア オーガニック産地育成事業

イ オーガニックビジネス拡大支援事業

ウ 産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体間連携活動支援事業

エ 産地間・自治体間連携支援事業のうち流通技術課題対応実証支援事業

(4) 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業

2 事業実施計画の作成

事業実施主体は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を作成するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が第4第1項各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表3のとおりとする。

(申請手続)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとする。

2 前項の申請書は、第4第1項第1号、第2号、第3号イからエまで及び第4号の事業にあつては大臣に、第4第1項第3号アにあつては、地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあつては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府

沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第7 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農産局長又は地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第8 大臣又は地方農政局長等(以下「交付決定者」という。)は、第6第2項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第6第2項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第9 補助事業者は、第6第2項の交付申請を取り下げようとするときは、第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

- 第10 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、農産局長又は地方農政局長等にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は

見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

第11 補助事業者は、第8第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第12 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除く。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第13 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表3の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第14 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号の遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（概算払）

第15 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近

畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

（状況報告）

第 16 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 6 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第 17 交付規則第 6 第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき（第 12 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、当該事業の完了した日から起算して 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 3 第 6 第 3 項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 6 第 3 項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の

額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18 交付決定者は、第17第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 交付決定者は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のあった日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第19 交付決定者は、第12第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第8第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合

2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第18第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合におけ

る対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 21 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第 6 第 2 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 8 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- 5 第 3 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第 22 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第 23 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならな

い。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第24 補助事業者（第4第1項第1号に掲げる事業を実施する補助事業者を除く。次項から第4項までにおいて同じ。）は、第6第2項による交付の申請、第9の規定による申請の取下げ、第12第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第15の規定による概算払請求、第16第1項の規定による状況報告、第17第1項の規定による実績報告、第17第2項の規定による年度終了実績報告、第17第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第21第3項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により、交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
 - 3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。
 - 4 補助事業者が第1項の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

(事業実施状況の報告)

- 第25 補助事業者は、農産局長が別に定めるところにより、事業実施年度の翌年度の7月末までに農産局長又は地方農政局長等に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

(指導等)

第 26 国は、補助事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第 27 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。